

第2章 国、都、市等の役割

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、市、医療機関、事業者、市民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もがかり患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 基本的な責務

(1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 都

平常時には、東京都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など東京都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3) 市

平常時には、日野市行動計画に基づき、体制の整備、関係機関との調整など、対策を推進する。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、感染拡大の抑制、住民への予防接種や生活支援など、日野市行動計画で定めた対策を都や関係機関、近隣市町村、特に南多摩保健所圏域の多摩市、稲城市と連携して、的確かつ迅速に実施し新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(4) 医療機関等

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の医療機関が連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療を提供するよう努める。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び市と相互に連携協力し、市民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

(参考)

<指定公共機関>

特措法第2条6項「独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的施設及び医療、医薬品又は、医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。」

<指定地方公共機関>

特措法第2条7項「都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、前号の政令で定めるもの以外のものであらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。」

(6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、市等の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

(参考)

<登録事業者>

特措法第28条1項1号「医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの」

(7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や市等が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

(8) 市民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザに対しても励行している手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、都や市等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、り患が疑われる場合における医療機関の受診ルール等を守り、感染拡大防止に努める。

2 新型インフルエンザ等に対応する市の実施体制

特措法に基づき、政府の新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われたときは、直ちに市対策本部を設置する。市対策本部については、特措法で定められたもののほか日野市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年日野市条例第6号。以下「条例」という。）を制定したため、特措法及び条例に基づき、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。対策を実行する際には、必要に応じて医療関係者等の専門家の意見を聴取することができる体制を整備する。

また、市対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置に関し必要があると認めるときは、都対策本部長に対して必要な要請をする。

なお、市は、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合でも、国及び都等から情報を収集し、必要に応じ、市制統括副市長が関係部長によって構成される「日野市新型インフルエンザ等庁内対策会議（以下「庁内対策会議」という。）を設置する。

さらに、国内で患者が発生した場合には、必要に応じて、市対策本部に準じた体制に移行する。

(1) 市対策本部の構成

ア 組織及び職員

- ・ 本部長は市長をもって充て、本部の事務を総括する。
- ・ 副本部長は副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。

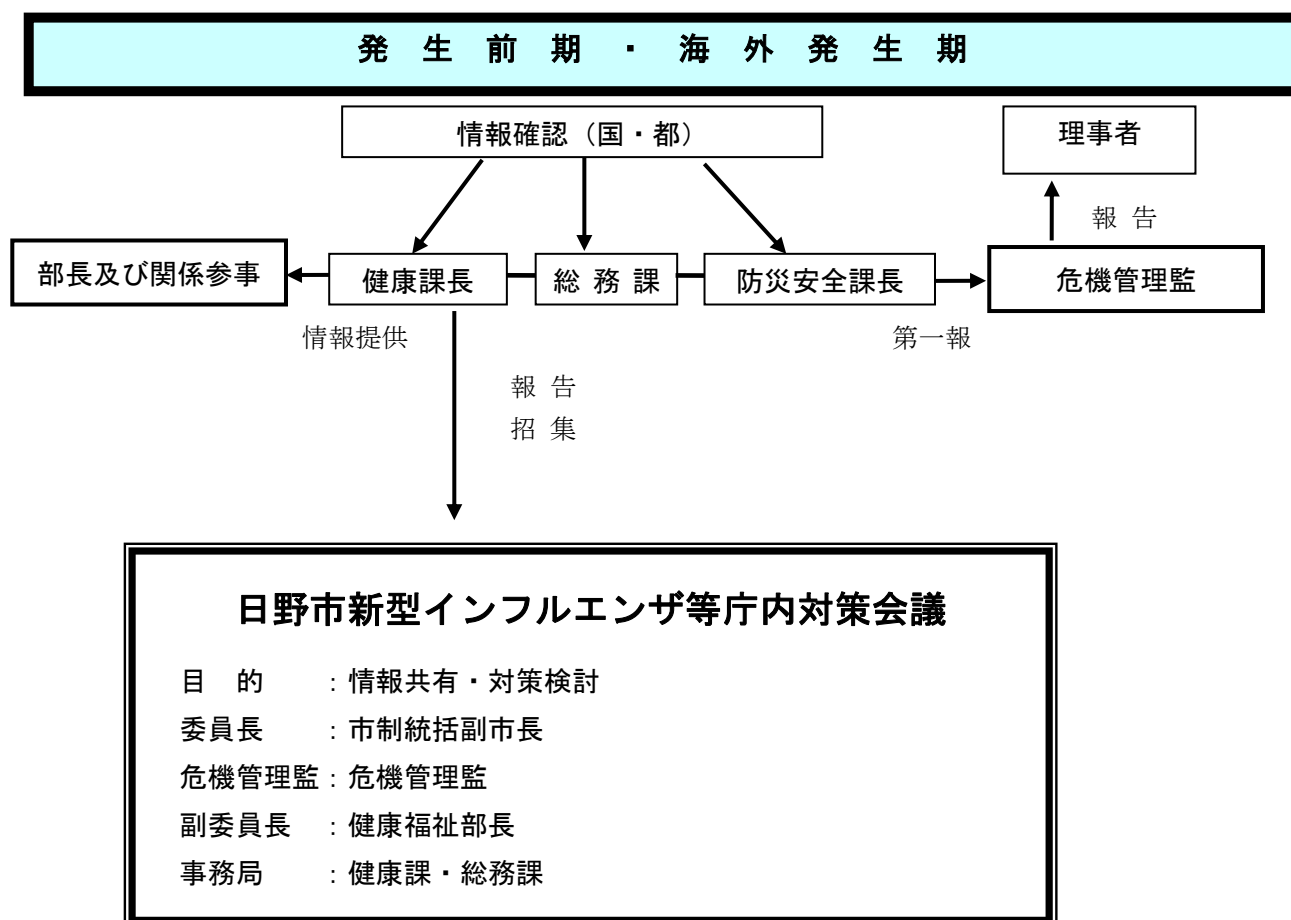
副本部長が本部長の職務を代理する場合は、健康福祉部担当副市長である副本部長、他の副市長である副本部長、教育長である副本部長の順序により本部長の職務を代理する。

- ・ 本部員は、本部を構成する部の部長(副部長を含む。)、危機管理監の職にある者及び日野消防署長又はその指名する消防吏員をもって充てる。
- ・ 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、市長が任命する。

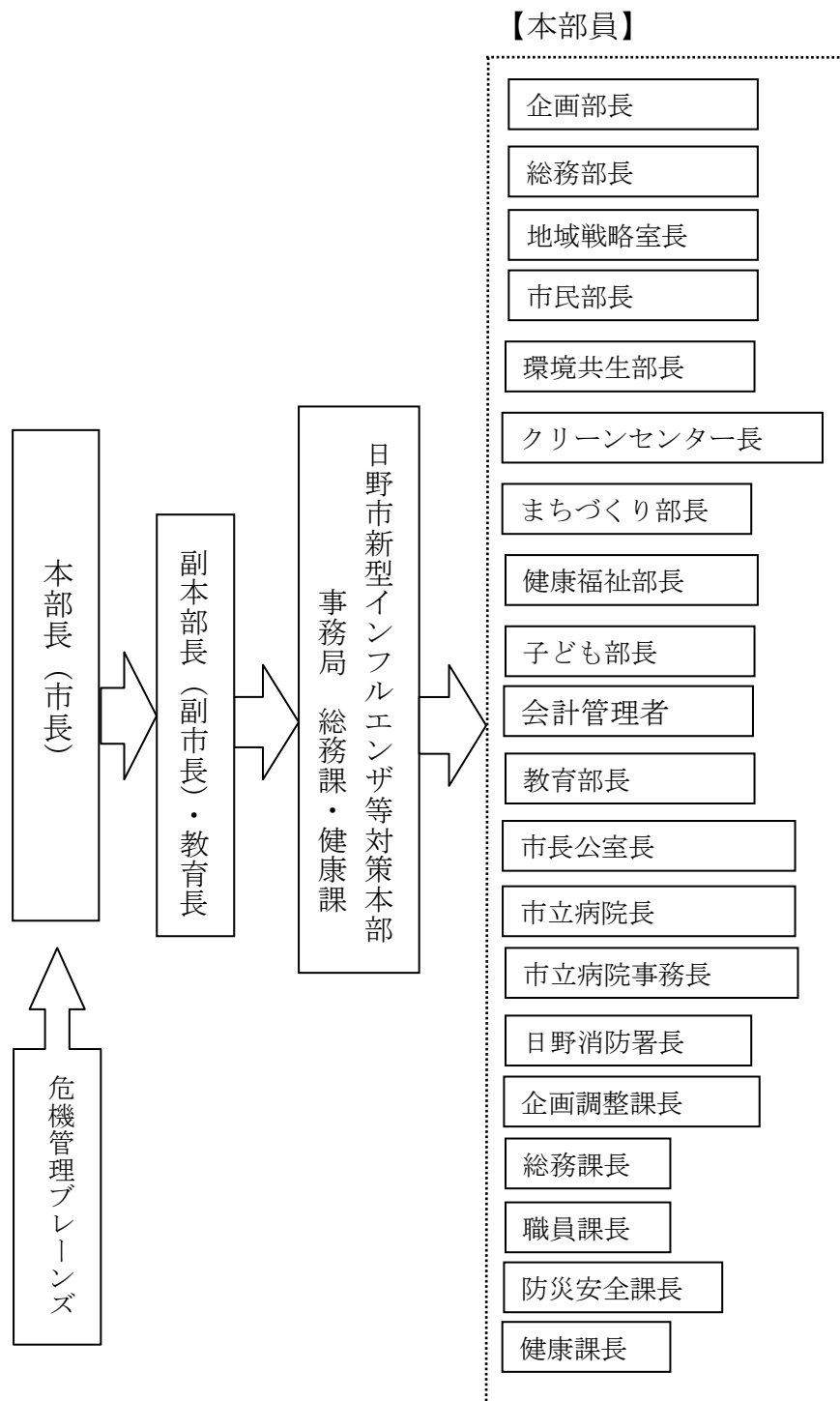
イ 市対策本部会議

- ・ 本部長は必要に応じ本部の会議を招集する。

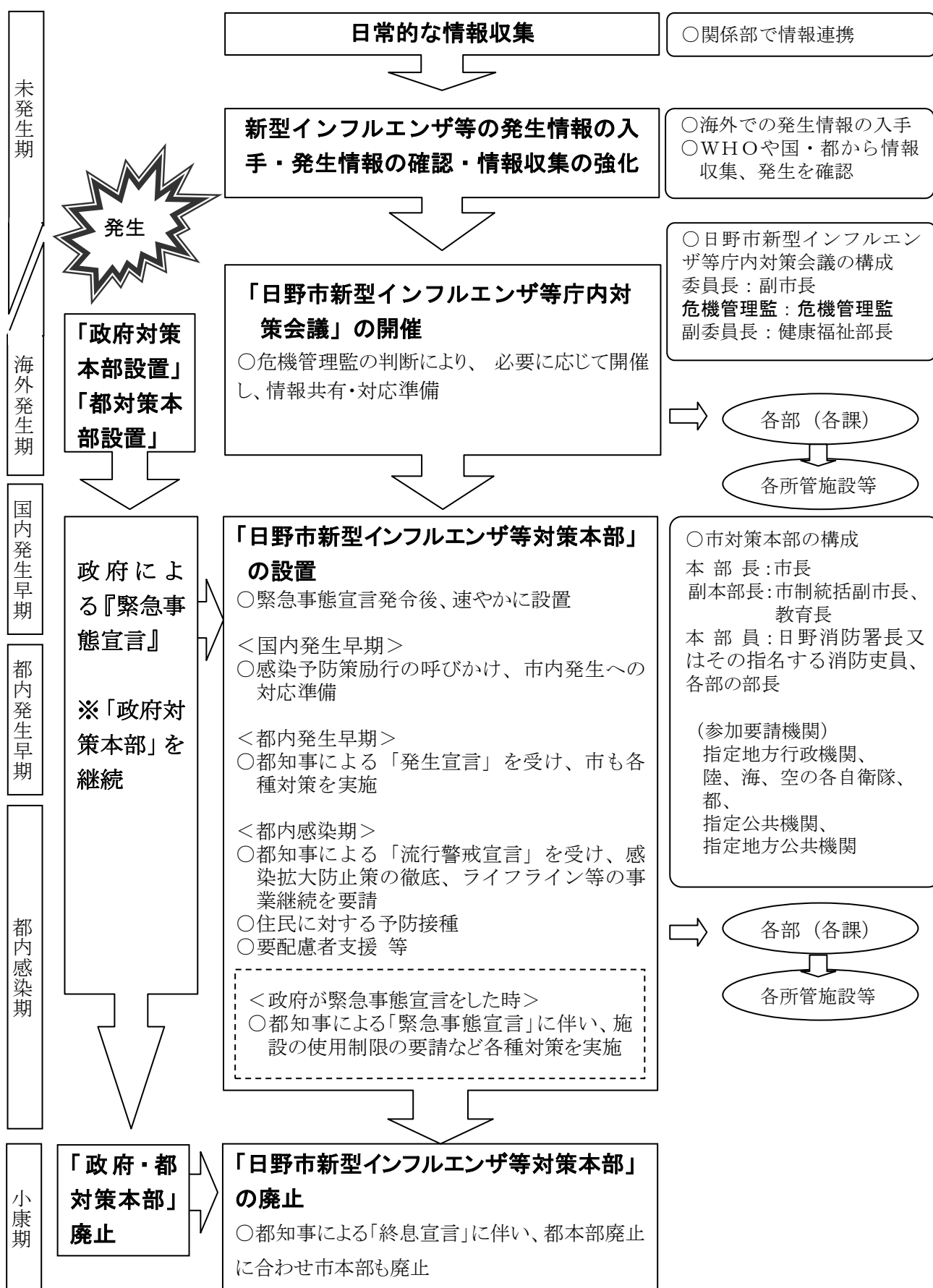
新型インフルエンザ等対策における体制及び連絡体制



<市対策本部の構成>



＜新型インフルエンザ等対策における危機管理体制＞



(2) 市対策本部各部の分掌事務

部の名称	部長に充てる職	分掌事務
総務対策部	総務部長	(1) 本部の庶務に関すること。 (2) 関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 国、都等との連絡調整（危機管理分野に限る。）に関すること。 (4) 情報等の収集及び提供に関すること。 (5) 相談体制の整備、調整及び運営に関すること。 (6) 社会活動及び事業活動の自粛の要請又は指示に関すること。 (7) 職員の感染予防等に関すること。 (8) 職員の予防接種（特定接種に限る。）の実施に関すること。 (9) 登録事業者の予防接種（特定接種に限る。）の連絡調整に関すること。 (10) 職員の動員及び給与に関すること。 (11) 基盤システムの維持に関すること。 (12) 市民生活の安全安心に関すること。 (13) 本庁舎の維持管理に関すること。 (14) 本庁舎の相談窓口設備等の設置に関すること。 (15) 車両の調達に関すること。 (16) 市営住宅の維持管理に関すること (17) その他特命に関すること。 (18) 新型インフルエンザ等の対策の総合調整に関すること。 (19) 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
企画対策部	企画部長	(1) 新型インフルエンザ等の対策に係る予算その他財務に関すること。 (2) 広報及び広聴に関すること。 (3) 写真等による情報の収集及び記録に関すること。 (4) 日野市財務会計システムの維持に関すること。 (5) 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。

市民対策部	市民部長	(1) 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の 応援に関すること。
環境対策部	部長： 環境共生部長 副部長： 環境共生部クリーンセンター長	(1) 資源の使用抑制に関すること。 (2) ごみの排出抑制に関すること。 (3) クリーンセンターの運営の維持に関すること。 (4) 野生鳥獣の監視に関すること。 (5) 所管する火葬場の運営の維持に関すること。 (6) 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の 応援に関すること。
まちづくり対策部	まちづくり部長	(1) 市施行の市街地整備事業等に係る工事の安全管理 に関すること。 (2) 所管する団体に対する食料及び生活必需品の安定 供給の要請に関すること。 (3) 中小企業、農林漁業団体等との対策に関すること。 (4) 道路、河川及び公園の維持管理に関すること。 (5) 下水道機能の維持に関すること。 (6) 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の 応援に関すること。
福祉保健対策部	部長： 健康福祉部長 副部長： 子ども部長	(1) 新型インフルエンザ等の発生の状況の把握及び対 応方針に関すること（保健医療分野に限る。）。 (2) 感染予防策の広報に関すること（保健医療分野に限 る。）。 (3) 市民、医療機関等からの相談に関すること（保健医 療分野に限る。）。 (4) 医療の提供体制及び医療等の実施に関すること。 (5) 予防接種の実施に関すること。 (6) 予防接種に係る連絡調整及び技術的助言に関する こと（他の部に属するものを除く。） (7) 抗インフルエンザウイルス薬等医薬品の確保等に 関すること。 (8) 国、都等との連絡調整（保健医療分野に限る。）に 関すること。 (9) 社会福祉施設等における感染防止等に関すること。 (10) 妊婦、乳幼児、高齢者及び障害者等の支援に関す

		ること。 (11) 遺体の取扱い及び埋葬・火葬に関すること。 (12) 前各号に掲げるもののほか、保健衛生及び医療に関すること。
医療対策部	部長： 市立病院長 副部長： 市立病院事務長	(1) 所管する病院の医療の確保に関すること。
教育対策部	教育部長	(1) 市立学校の感染予防等に関すること。 (2) 都教育委員会との連携に関すること。 (3) 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
会計課	会計管理者	(1) 新型インフルエンザ等の対策等に必要な現金及び物品の出納及び保管に関すること。 (2) 支払資金の把握及び確保に関すること。 (3) 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。